

本年4月から

## 被扶養者の認定要件「国内に住所を有していること」を追加

地方公務員等共済組合法の一部改正により、本年4月から被扶養者として認められる者は、次の場合を除き国内に住所を有していることが要件となります。現在、被扶養者であっても要件に該当されない場合は、被扶養者資格は、本年3月末までとなりますので、4月以降速やかな取消し手続きが必要となります。

### 海外居住でも被扶養者となれる場合

- ・外国において留学をする学生
- ・外国に赴任する組合員に同行する者
- ・ボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者